

平成27年度 公民館運営審議会定例会次第

と き：平成27年10月26日（月）10時30分～

ところ：中央公民館 多目的ホール

1. 開 会
2. 公民館運営審議会委員委嘱式について
3. 教育長あいさつ
4. 委員長及び副委員長の互選について
5. 公民館運営審議会について
6. 報告事項
 - ①あわら市公民館の使用制限に関する要綱について
 - ②公民館職員一覧・緊急連絡体系について
 - ③平成27年度教育委員会重点目標及び年間行事予定表について
 - ④平成26年度定期単発講座及び公民館活動クラブの運営実績について
 - ⑤平成27年度定期単発講座及び公民館活動クラブの運営計画について
6. その他
7. 閉 会

あわらし市民館運営審議会委員名簿

任期：平成27年9月27日～平成29年9月26日（2年間）

	氏名	性別	役職・職業	郵便番号	住所	備考
1	宇都宮 高栄 うつのみや たかえ	男	あわらし社会教育委員議長			
2	富田 毅矩男 とみた きくお	男	あわらし文化協議会会長			
3	齊藤 利秋 さいとう りあき	男	校長会代表			芦原小学校校長
4	東 富士子 あづま ふじこ	女	あわらし市連合婦人会役員			
5	松井 田起枝 まつい づきえ	女	あわらし市PTA連合会代表			
6	立尾 章英 たつお ちやうへい	男	区長会代表			あわらし市区長会長 舟津温泉区長
7	吉田 洋子 よしか ひろこ	女	自主クラブ代表			中央公民館 太極拳代表
8	田崎 正賢 たさき まさみ	男	あわらし社会福祉協議会事務局長			

公民館運営審議会について

設置目的 公民館運営審議会は、社会教育法第 29 条に基づき設置され
公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画・
実施一般について調査審議をすることを主な目的とする。

〔社会教育法〕

第29条 公民館に運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種
事業の企画実施につき調査審議するものとする。

組織 公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、
家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者
の中から教育委員会が委嘱する。

あわら市でも公民館運営審議会を設置し委員 8 名を委嘱、任
期は 2 年とする。

〔あわら市公民館条例〕

（公民館運営審議会）

第 3 条の 2 公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置
く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の
関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者
の中から、教育委員会が委嘱する。

（委員の定数及び任期）

第 3 条の 3 委員の定数は、10 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

[あわら市公民館条例施行規則]

(審議会の組織)

第4条 条例第3条の2の公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、審議会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

2 会議は、定例会議及び臨時会議とする。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

あわら市公民館の使用制限に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会教育法(昭和24年法第207号。以下「法」という。)第23条及びあわら市公民館条例(平成16年条例第126号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づきあわら市公民館(以下「公民館」という。)における非営利性、政治的中立性及び宗教的中立性に関する使用上の制限事項を定め、法第20条による公民館の目的及び社会教育の振興に資することを目的とする。

（制限事項）

第2条 公民館の使用目的が次の事項に該当すると認められる場合は、その使用を許可しないこととする。

(1) 営利又は営業宣伝を目的とするもの

ア 物品の販売、展示又は試食等を行う場合。また、直接販売しなくても、契約、宣伝行為により販売につながるものを含む。

イ 集会等のために、入場券、プログラム等を不特定な参加者に有料頒布する場合。

ウ バザーは、その純益を社会福祉等公益に役立たせる目的のものを除く。

エ 市内の会社、商店等の社員教育、社内会議を除く。

オ その他、営利目的を有すると認められ、公民館の目的、性格にふさわしくないもの

(2) 政治活動又は選挙の利害に関するもの

ア 一般市民に、特定政党の宣伝をするもの、また、選挙において特定の候補者や政党に投票するよう、或いはしないように勧誘するもの

イ 一般市民に、特定の政党を宣伝するような印刷物等を販売または配布、掲示するもの

ウ 入場料、参加料(材料費等の実費は除く)が有料、または、資金募集をするもの

エ ただし、前記ア、イに関わらず、公職選挙法の規定に基づく個人演説会を除く。

(3) 宗教行為・活動に関するもの

特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派もしくは教団を支援する活動を行うもの

(4) その他

結婚式及び葬儀に関するもの(宗教性の有無等に係わらず使用許可しない。)

(虚偽の申請等)

第3条 公民館の使用許可申請にあたり虚偽の使用目的を記載し、又は使用内容が制限事項に該当すると判明した場合は、条例第8条の規定による、使用許可の取消し等を行うこととする。

（制限事項の認定等）

第4条 制限事項該当の有無の認定について疑義のある場合は、館長の権限に基づき、必要な調査、判断を行うこととする。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

あわら市公民館の使用制限に関する要綱（案）

平成27年 月 日伺い定め

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第23条及びあわら市公民館条例(平成16年あわら市条例第126号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づくあわら市公民館(以下「公民館」という。)の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第5条第4号の規定による利用の制限）

第2条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第5条第4号に規定する専ら営利を目的とした事業に該当するものとして利用を許可しないものとする。ただし、社会福祉等の公益の目的を有する場合は、この限りでない。

- (1) 売買又は売買を目的とする展示、試食、契約、宣伝行為等を行う場合
- (2) 入場料を徴する場合又はプログラム等を販売する場合
- (3) その他営利を目的とする事業で、公民館の設置目的にふさわしくないと教育委員会が認める場合

（条例第5条第5号の規定による利用の制限）

第3条 教育委員会は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第5条第5号に規定する特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとする場合として利用の許可をしないものとする。ただし、当該行為が公職選挙法に規定する個人演説会である場合は、この限りでない。

- (1) 特定の政党の宣伝を行う場合
- (2) 特定の政党の政治資金を募集する場合
- (3) 選挙において特定の候補者又は政党に投票し、又は投票しないように働きかける場合
- (4) その他特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとする場合として教育委員会が認める場合

（条例第5条第7号の規定による利用の制限）

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第5条第7号に規定する管理上支障がある場合、又は教育委員会が適当でないと認める場合として利用の許可をしないものとする。

- (1) 葬儀を行う場合
- (2) 結婚式を行う場合
- (3) その他管理上支障があるとき、又は教育委員会が適当でないと認める場合

（その他）

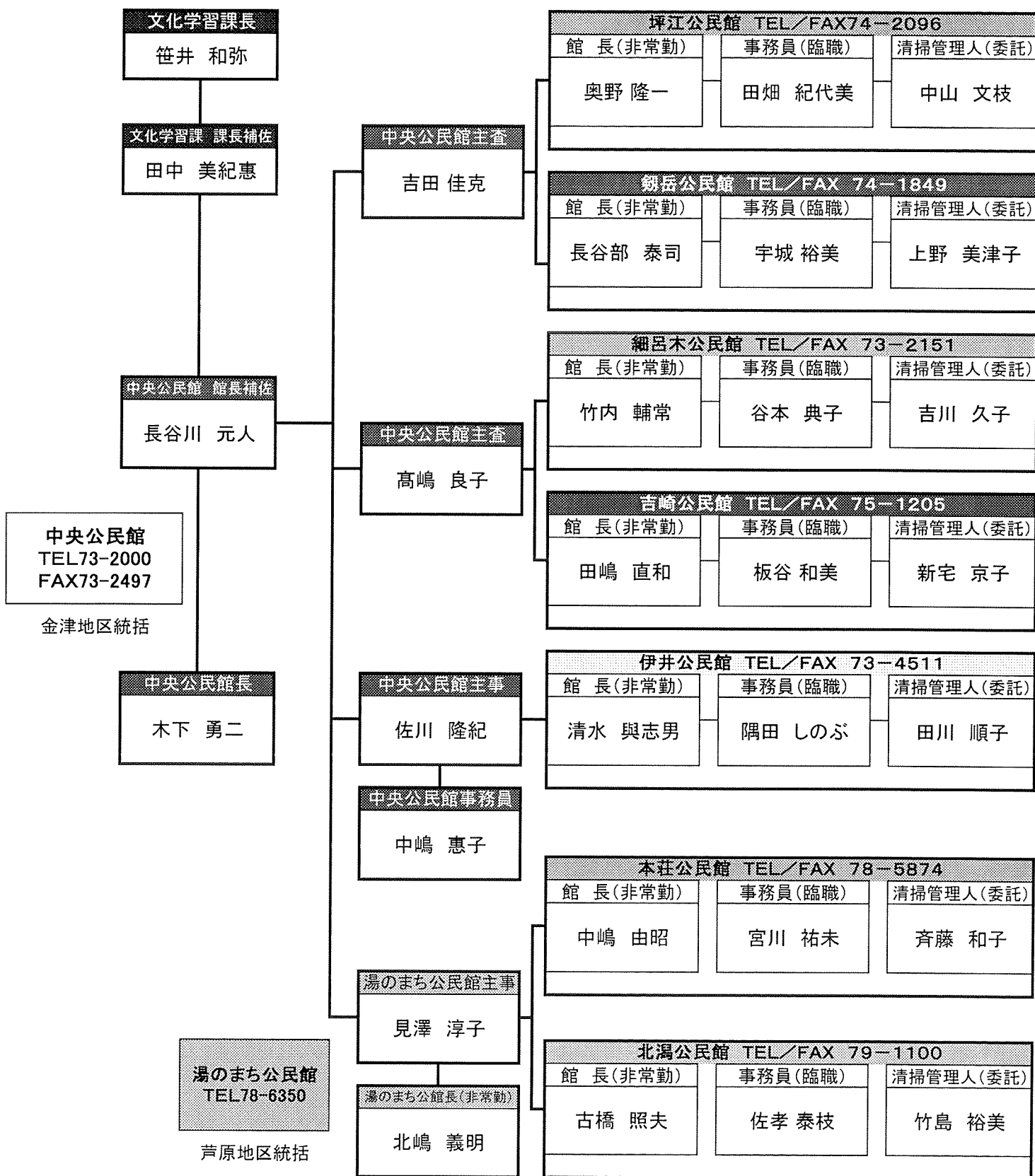
第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

平成27年度 緊急連絡体系図(配布・掲示用)

主管課 文化学習課 73-8041



平成27年度 公民館職員一覧

中央公民館	919-0621 あわら市市姫1-9-18	TEL73-2000 FAX73-2497
館長	木下 勇二	※臨時職員
館長補佐	長谷川 元人	
主査	吉田 佳克	
主査	高嶋 良子	
主事	佐川 隆紀	
事務員	中嶋 恵子	※臨時職員
伊井公民館	919-0611 あわら市清間12-4	TEL・FAX 73-4511
館長	清水 與志男	※非常勤
事務員	隅田 しのぶ	※臨時職員
清掃管理人	田川 順子	※委託
坪江公民館	919-0749 あわら市北6-101-1	TEL・FAX 74-2096
館長	奥野 隆一	※非常勤
事務員	田畑 紀代美	※臨時職員
清掃管理人	中山 文枝	※委託
劔岳公民館	919-0736 あわら市櫛18-10	TEL・FAX 74-1849
館長	長谷部 泰司	※非常勤
事務員	宇城 裕美	※臨時職員
清掃管理人	上野 美津子	※委託
細呂木公民館	919-0805 あわら市滝63-21	TEL・FAX 73-2151
館長	竹内 輔常	※非常勤
事務員	谷本 典子	※臨時職員
清掃管理人	吉川 久子	※委託
吉崎公民館	922-0679 あわら市吉崎8-34	TEL・FAX 75-1205
館長	田嶋 直和	※非常勤
事務員	板谷 和美	※臨時職員
清掃管理人	新宅 京子	※委託
湯のまち公民館	910-4103 あわら市二面32-16	TEL78-6350
館長	北嶋 義明	※非常勤
主事	見澤 淳子	※再任用職員
本荘公民館	910-4137 あわら市中番下番入会地1-5	TEL・FAX 78-5874
館長	中嶋 由昭	※非常勤
事務員	宮川 祐未	※臨時職員
清掃管理人	斉藤 和子	※委託
北潟公民館	910-4272 あわら市北潟150-1	TEL・FAX 79-1100
館長	古橋 照夫	※非常勤
事務員	佐孝 泰枝	※臨時職員
清掃管理人	竹島 裕美	※委託

平成 27 年度教育委員会重点目標

教育環境の充実と体力づくりの推進

教育委員会

学校・家庭・地域の連携のもと、「生きる力」を育み、豊かな人づくりを目指します。小学校の適正規模・適正配置に向けた取り組みを始め、放課後児童クラブの充実や市民の体力づくりの応援、国体開催総合計画の策定などを進めます。

1 小学校適正規模・適正配置に向けた取り組みの推進

平成 28 年 4 月を目標に北潟小学校と波松小学校の統合準備を進めるとともに、新郷小学校および吉崎小学校に設置された検討委員会における協議を深めます。

2 放課後児童クラブ等の充実

児童と保護者が安全・安心に利用できる放課後児童クラブの環境づくりに取り組むとともに、地域住民による伝承教室や子ども教室の講座などを通して児童の健全育成に努めます。

3 巡回型「チャレンジ・ザ・ニュースポーツ」事業の充実

体育協会の全 17 支部に出向いて、ニュースポーツ教室を開催するとともに、支部事業として地域に根付くよう広報活動を積極的に行い、参加者の前年度比 10%増を目指します。

4 国民体育大会あわら市開催総合計画の策定

第 73 回国民体育大会、第 18 回全国障害者スポーツ大会の成功に向け、あわら市独自の地域力を生かした魅力あふれる大会を目指し、開催総合計画を定めます。

平成27年度 年間行事予定表について

月	教育総務課	文化学習課	スポーツ課
4月	教職員着任式(2日) 各小中学校入学式(6日) 教育委員会定例会	放課後子どもプラン推進事業(年間)市内13カ所 朝のあいさつ運動(～10月:年5回) 郷土歴史資料館・第1回ふるさと講座(19日) 郷土歴史資料館・春季企画展(4/21～6/28) 運如の里ふるさと道の歩き会(25日)	スポーツ少年団結団式(5日) 第2回市民スポーツ祭ゲートボール競技の部(19日)
5月	学校訪問前期(5月中旬～7月上旬) 坂井地区合同教育委員会(18日) 教育委員会定例会 総合教育会議(下旬)	第1回市民大学講座(11日) 郷土歴史資料館春季企画展関連講演会(31日) (第2回市民大学講座を兼ねる)	第12回あわら市トリムマラソン(17日) 前期チャレンジ・ザ・ニュースポーツ(20日～8回)(毎週水) スポーツ少年団交流大会(30日)
6月	教育委員学校訪問(中旬～下旬 2日間) 小学校連合音楽会 教育委員会定例会	第35回伊井さつきまつり(7日) 風谷峠ファミリー登山(21日) 郷土歴史資料館・第2回ふるさと講座(21日) 第3回市民大学講座(20日) 図書館・ボランティアのための読み聞かせ講座(未定)	B&Gプール開き(16日～8月31日) 第2回市民スポーツ祭ソフトボール競技の部(21日) あわら温泉カヌーフエスティバル2015(27・28日)
7月	為庶塾(下旬) 教育委員会定例会	郷土歴史資料館夏季テーマ展(7/7～8/30) 第34回吉崎湖畔の夕べ(25日) 第4回市民大学講座(11日)	第32回納涼ビーチバレーボールまつり(17日) 第73回国民体育大会福井県開催決定
8月	中学校サマースタート(月上旬) 教育委員会定例会	郷土歴史資料館・勾玉つくり(2日) 第5回市民大学講座(5日) 第15回あわら北潟湖畔観月の夕べ(29日) 本荘公民館音楽の夕べ(未定) 図書館・ボランティアのための読み聞かせ講座(未定)	平成27年度日本カヌーポロジュニア選手権大会兼 第26回あわらカップカヌーポロジュニア大会(21日) 第26回あわらカップカヌーポロ大会(22・23日) 第51回福井県スポーツ少年大会(30日) 第73回国民体育大会あわら市準備委員会総会
9月	小中学校運動会・体育祭(月上旬～中旬) 教育委員会定例会	郷土歴史資料館・秋季企画展(9/8～12/20) 第6回市民大学講座(月上旬) 市子ども会壁新聞コンクール審査会(中旬)	

月	教育総務課	文化学習課	スポーツ課
10月	学校訪問後期(10月上旬～12月上旬) 小学校陸上記録会 教育委員会定例会 あわら市政功労・教育委員会表彰式(31日)	第38回坪江ふるさと祭(11日) 郷土歴史資料館・第3回ふるさと講座(18日) 第30回本荘ふるさとまつり(未定) 第31回北潟公民館まつり(18日) 第36回細呂木ふれあい祭(25日) 第12回市民文化祭(31・1日)	第12回あわら市民体育祭(4日) 後期チャレンジ・ガ・ニュースポーツ(7日～8回)(毎週水) 第2回市民スポーツ祭グラウンドゴルフ競技の部(18日) 第34回パパさんママさんバレーボールあわら市大会(25日)
11月	国際交流海外派遣事業【米国】(中旬) 教育委員会定例会	第1回市子ども会フライングドッジ大会(上旬) 湯のまち公民館まつり(14・15日) 第35回剣岳かりんてまつり(23日) 生涯学習推進大会(未定)	第12回市民スポーツソフトバレーボール競技の部(15日) 第73回国民体育大会競技別会期決定
12月	教育委員会定例会 教育委員会定例会	図書館・クリスマス会(12日) 親子で作るクリスマスランプ教室(20日)	
1月	教育委員会定例会	平成28年成人式(10日) 郷土歴史資料館・冬季企画展(1/2～3/27) 郷土歴史資料館・第4回ふるさと講座(17日) 新春豆まき祭り(30日)	第33回B&G会長杯剣道大会(11日)
2月	教育委員会定例会	中央公民館ほのぼの展(20・21日) 郷土歴史資料館・第5回ふるさと講座(21日) 第11回子ども会オセロ大会(未定) 第12回子ども会ドッジボール大会(未定)	第2回市民スポーツ祭ドッジビー競技の部(7日) 第12回ニュースポーツまつり(21日)
3月	国際交流海外派遣事業【中国】(中旬) 小中学校卒業式(上旬～中旬) 教育委員会表彰式(教職員) 教育委員会定例会 教職員離任式		第2回市民スポーツ祭キックベース競技の部(6日)
備考	教育委員会定例会は、最終木曜日の開催を基本とします。 小規模小学校の適正規模・適正配置の推進	◎少年愛護センター活動 街頭補導、相談、生活指導、巡視 ◎図書館活動 ブックスタート、ブックトーク、読み聞かせ、機関紙発行 ◎各公民館 定期講座、単発講座の開催 ◎郷土歴史資料館 指定文化財維持管理、埋蔵文化財調査	

公民館

各公民館が主体となり、定期教室、講座を開催し、趣味・教養のスキルアップ、ステップアップを図るとともに、自主クラブによる自立的な活動への発展と充実を心がけた事業を開催した。また、文化団体の活動の場や、発表の機会と地区民の交流の場としてイベント事業を開催し、地域に暮らす住民の健康の増進・生活文化の振興・社会福祉の増進に努めた。

施設面では、施設老朽化等に伴う中央公民館改修工事、湯のまち公民館耐震補強・改修工事、本荘公民館改築工事（27年度繰越）、修繕を行い、市民にとって明るく利用しやすい公民館になった。

(1) 定期教室の開講

公民館名	教室数	開催数	受講者数
中央公民館	絵手紙教室 他 2 教室	30	180 人
湯のまち公民館	パステル画教室	11	146 人
伊井公民館	すっきり体操 他 1 教室	44	493 人
坪江公民館	着付けとマナー教室 他 3 教室	66	596 人
劔岳公民館	リフォーム教室 他 3 教室	66	636 人
細呂木公民館	細呂木民謡教室 他 3 教室	77	603 人
吉崎公民館	ソーイング教室	22	163 人
本荘公民館	レザークラフト教室 他 3 教室	43	445 人
北潟公民館	大人のペン字教室 他 3 教室	55	456 人
合計	27 教室	414	3,718 人

(2) 短期講座・講習会・講演会の開催

公民館名	教室数	開催数	受講者数
中央公民館	タブレット講座	1	14 人
湯のまち公民館	手作りチョコレートケーキづくり 他 4 講座	5	97 人
伊井公民館	料理講座 他 6 講座	9	96 人
坪江公民館	伝承料理講座 他 7 講座	8	123 人
劔岳公民館	講演会 他 4 講座	6	196 人
細呂木公民館	ふるさと再発見講座 他 5 講座	8	333 人
吉崎公民館	御文講座 他 2 講座	3	57 人
本荘公民館	ハワイリス講座 他 15 講座	19	366 人
北潟公民館	春の寄せ植え教室 他 8 講座	9	134 人
合計	60 講座	68	1,416 人

(3) 自主活動団体(クラブ)の利用状況

公民館名	教室数	開催数	受講者数
中央公民館	金津民踊クラブ 他 34 クラブ	473	4,710 人
湯のまち公民館	陶芸クラブ 他 33 クラブ	938	7,098 人
伊井公民館	おとこの料理 他 21 クラブ	473	3,472 人
坪江公民館	ガラスとんぼ玉 他 11 クラブ	257	1,956 人
劔岳公民館	大正琴 他 8 クラブ	315	5,108 人
細呂木公民館	ペン字細筆クラブ 他 24 クラブ	728	6,969 人
吉崎公民館	詩吟クラブ 他 2 クラブ	81	513 人

本荘公民館	皇風煎茶クラブ 他 8 クラブ	167	1,495 人
北潟公民館	フラワーアレンジメントクラブ 他 5 クラブ	129	1,064 人
合 計	155 クラブ	3,561	32,385 人

(4) その他一般利用者数及び総利用者数

公 民 館 名	教室等利用者数	一般利用者数	総利用者数
中央公民館	4,904 人	7,124 人	12,028 人
湯のまち公民館	7,341 人	3,694 人	11,035 人
伊井公民館	4,061 人	9,505 人	13,566 人
坪江公民館	2,675 人	12,951 人	15,626 人
劔岳公民館	5,940 人	2,599 人	8,539 人
細呂木公民館	7,905 人	3,426 人	11,331 人
吉崎公民館	733 人	3,220 人	3,953 人
本荘公民館	2,154 人	6,901 人	9,055 人
北潟公民館	1,654 人	3,759 人	5,413 人
合 計	37,367 人	53,179 人	90,546 人

注：中央公民館改修工事期間中（4～10月）の教室・クラブ活動は、社会福祉センター・勤労青少年ホーム・市民文化研修センターにおいて実施したため各施設の利用者数に計上

(5) イベント事業の実施（公民館・市文化協議会共催）

公民館名	事 業 名	開 催 日	参加数
中央公民館	ほのぼの展	2月21・22日	400人
湯のまち公民館	湯のまち公民館まつり	2月14・15日	510人
伊井公民館	伊井さつきまつり	6月1日	1,000人
坪江公民館	坪江ふるさと祭	10月12日	1,000人
劔岳公民館	劔岳かりんて祭り	11月23日	3,000人
細呂木公民館	細呂木ふれあい祭	10月26日	1,000人
吉崎公民館	吉崎湖畔の夕べ	7月26日	800人
本荘公民館	本荘ふるさとまつり	10月26日	800人
	音楽の夕べ	7月28日	200人
	新春豆まき祭	1月31日	300人
北潟公民館	北潟公民館まつり	10月19日	500人
計	11事業		9,510人

(6) 社会福祉センター

市民の福祉の増進と生活の向上を図るため福祉センターを運営、貸館事業を行ってきたが、施設の老朽化により10月31日で閉館した。これに伴い、中央子どもクラブは中央公民館3階に移転した。

ア 利用者総数	2,437 人
イ 定期的利用団体	
一般利用団体	25回 318 人
自主活動クラブ書道教室他 18 団体	296回 2,119 人
ウ 維持管理経費	1,048,962 円

(7) 勤労青少年ホーム

市民及び市内に勤務する勤労者の健康と健全な余暇活動の推進のため、サークル活動の支援を行ってきたが、施設の老朽化により10月31日で閉館した。

ア	利用者総数		4,514 人
イ	サークル活動(クラブ)	479 回	3,675 人
	一般利用者数	53 回	839 人
ウ	維持管理経費		1,285,348 円

(8) 公民館運営審議会の開催

6月18日 第1回 25年度実績及び26年度事業計画の説明等

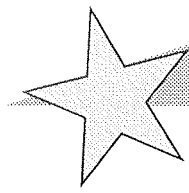
3月6日 第2回 公民館改築及び改修工事の説明

26年度活動状況及び27年度事業計画の説明

災害発生時における公民館の役割について検討

これから、趣味を始めたい方へ。

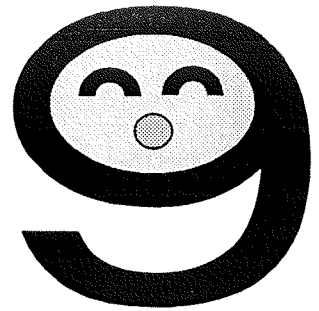
無料



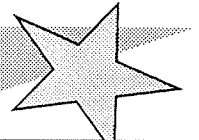
たの

楽しま

ナイン



あわら市内公民館教室・クラブ一覧冊子



※平成27年 7月現在

中央公民館 P1・P2

湯のまち公民館 P8・P9

いい
伊井公民館 P3

ほんじょう
本荘公民館 P10

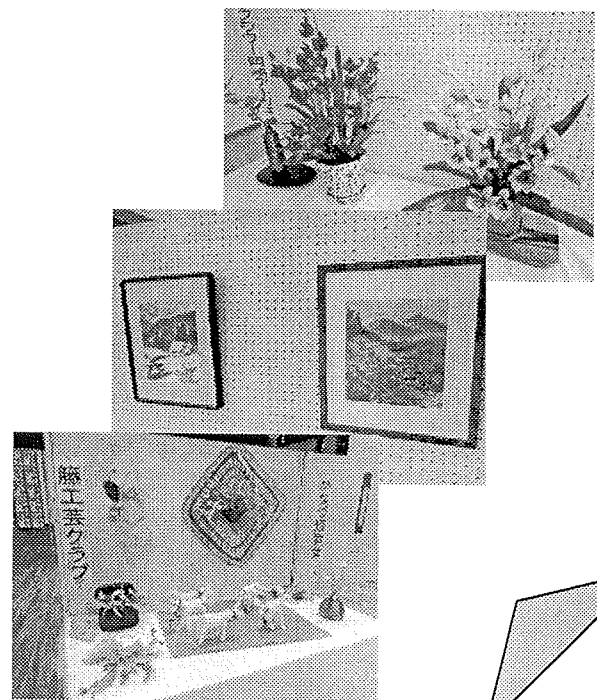
つぼえ
坪江公民館 P4

きたがた
北潟公民館 P11

けんがく
剣岳公民館 P5

ほろろぎ
細呂木公民館 P6

よざき
吉崎公民館 P7



★「楽しま9(ナイン)」とは…「公民館活動を楽しもう!」と「市内9つの公民館」を掛け合わせた造語です

中央公民館



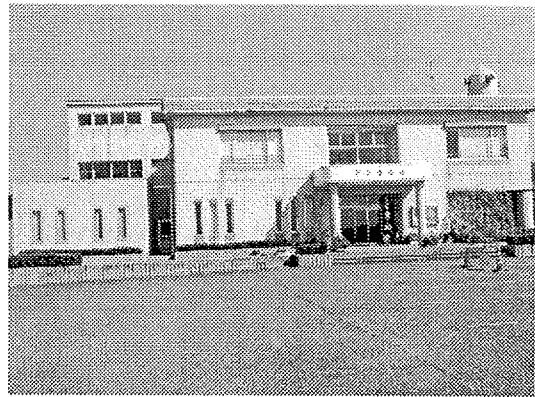
所在地	福井県あわら市市姫一丁目9番18号
電話番号	0776-73-2000
メールアドレス	komin-chuo@city.awara.lg.jp
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	第3日曜日、国民の祝日、年末12月29日～年始1月3日

裏面：中央公民館活動クラブ一覧

☆中央公民館活動教室・クラブ

曜日	利用団体名	内容・流派等	利用(活動)週	開始時間	備 考
月	押し花かすみ草会	押し花	第2・第4週	13:00～	
	暮らしのお茶	日本皇風煎茶帝禮式	第1・第3週	13:30～	
	初めてのフラダンス	アロハ・フラ・エ・カイマリーノ	〃	10:30～	
	楽しいこうみんカラオケ		第2・第4週	13:30～	
火	金津番傘川柳会	番傘川柳会	第2週	13:00～	
	金津瑞穂会	日本舞踊(花柳流)	毎週	19:00～	
	3B体操	(社)日本3B体操	第1・第3週	14:00～	
	藤 扇 会	謡曲(宝生流)	毎週	19:00～	
	文化書道会	文化書道学会	毎週	19:30～	
	金津吟詩会	詩吟(関心流)	毎週	19:30～	
水	金津番傘川柳会	番傘川柳会	第2週	8:30～	
	太極拳市姫会	日本武術太極拳連盟	第1・第2・第4・第5週	13:30～	
	金津民踊クラブ	民踊(藤己会)	毎週	19:30～	
	金津三弦会	三味線	第1・第2・第3・第4週	19:30～	
	あわらギターアンサンブル	ギター	第2・第4週	19:30～	
	福井県市民後見研究会 (あわら支部)		第1週	19:00～	
木	籐工芸クラブ	籐工芸	第2・第4週	9:30～	
	パッチワーク	パッチワーク	第2・第4週	13:30～	
	楽しくエアロサークル		毎週	20:00～	
	生 花	池坊	第3週	17:30～	
	金津かるたクラブ		毎週	19:00～	
	手話クラブ	手話講習会	毎週	19:30～	
金	道の会	大正琴(琴城流)	毎週	13:30～	
	金津民踊クラブ	民踊(藤己会)	第1・第3週	19:30～	
	アマーレかなづ	女性コーラス	第2・第3・第4週	20:00～	
	アンサンブルおひさまの会	コーラス	第2・第4週	13:30～	
	日常英会話(入門編)		第2・第4週(変更有)	19:00～	
	ハウンドプロジェクト	自主制作映画団体	第1・第2・第3・第4週	19:30～	
	金津JAZZ倶楽部	ジャズ	毎週	19:30～	
土	音訳柿の実	音 訳	第4週	9:00～	
	子ども囲碁・初心者囲碁	囲 碁	毎週	13:00～	
	オカリナ	ライリッシュオカリナ連盟	第1・第3週	18:00～	
	金津かるたクラブ		毎週	18:00～	
	金津将棋同好会		毎週	18:30～	
	クラフト表装研究会		第1週	13:00～	
	ベクアドロ	バンド	毎週	19:30～	

いい
伊井公民館



所在地	福井県あわら市清間第12号4番地
電話・FAX番号	0776-73-4511
メールアドレス	komin-ii@city.awara.lg.jp
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	第3日曜日、国民の祝日、年末12月29日～年始1月3日

☆伊井公民館活動教室・クラブ				
曜日	利用団体名	利用(活動)週	開始時間	備考
月	子供茶道	第1・第3週	15:00～	
	大人の書道	//	9:30～	
	ケアビクス	第2・第4週	10:00～	
火	伊井書道(子供)	第1・第2・第3週	16:00～	
	五月会(大正琴)	第2・第4週	10:00～	
	生き生き健康体操	//	10:00～	
	手編み	第2週	9:30～	
	美英会(池坊)	第2・第4週	19:30～	
	ソフトバレー	毎週	20:00～	
水	インパルス(卓球)	毎週	19:00～	
	やよい(民踊)	第1・第3週	9:30～	
	伊井書道(子供)	第1・第2・第3週	16:00～	
	実用書道	第3週	19:30～	
	おとこの料理	第4週	9:30～	
木	真美健康体操	毎週	20:00～	
金	バドミントン	毎週	20:00～	
	詩吟	毎週	19:30～	
	四季の生花	第2週	9:30～	
土	インパルス(卓球)	毎週	19:00～	
	東レバドミントン	毎週	13:30～	
	金津クック	第2週	10:00～	

つぼえ
坪江公民館



所在地	福井県あわら市北第6号101番地1
電話番号	0776-74-2096
メールアドレス	komin-tsuboe@city.awara.lg.jp
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	第3日曜日、国民の祝日、年末12月29日～年始1月3日

☆坪江公民館活動教室・クラブ

曜日	利用団体名	利用(活動)週	開始時間	備考
月	坪江アートフラワー	第2・第4週	13:30～	
	G. E. vivid(ソフトバレー)	毎週	19:00～	
火	ガラスとんぼ玉	第2・第4週	13:30～	
	ビーズフレンド	第4週	10:00～	
	新体操	毎週	19:00～	
水	3B体操	毎週	10:00～	
	さくらクラブ(洋裁)	第2週	9:30～	
	すみれクラブ(洋裁)	第4週	9:30～	
	あわら市バレーボール部	毎週	19:00～	
木	スマイルソフトバレー	毎週	18:00～	
	愛美会(池坊)	第1・第3週	19:30～	
	ペン習字	//	9:30～	
	パソコン初級	第2・第3週	19:30～	
金	健康体操	第1・第3週	10:00～	
	色紙を書こう(日本画)	第2・第4週	13:30～	
	新体操	毎週	19:30～	
	正しい歩き方	第1・第2・第4週	20:00～	
土	新体操	毎週	18:00～	

けんがく
劔岳公民館



所在地	福井県あわら市櫛第18号10番地
電話番号	0776-74-1849
メールアドレス	komin-kengaku@city.awara.lg.jp
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	第3日曜日、国民の祝日、年末12月29日～年始1月3日

☆劔岳公民館活動教室・クラブ

曜日	利用団体名	利用(活動)週	開始時間	備考
月	やさしい書道教室	第1・第3週	19:00～	
火	JA介護教室	第2・第4週	13:30～	
	劔岳わかば太鼓	第1・第3週	19:30～	
	ゆるふわ健康体操	//	19:30～	
	パッチワーク	//	13:30～	
	気持ちスッキリ体操	第2・第4週	10:00～	
水	リフォーム洋裁教室	第1・第3週 (5月～10月)	13:30～	
	大正琴	第2・第4週	19:30～	
	フットサル	毎週 (10月～3月)	19:30～	
木	子供習字	毎週	15:00～	
	フットサル	毎週	19:30～	
金	劔岳わかば太鼓	毎週	19:30～	
	フットサル	毎週 (10月～3月)	19:30～	
土	食育	月1回	10:00～	

ほそろぎ
細呂木公民館



所在地	福井県あわら市滝第63号21番地
電話番号	0776-73-2151
メールアドレス	komin-hosorogi@city.awara.lg.jp
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	第3日曜日、国民の祝日、年末12月29日～年始1月3日

☆細呂木公民館活動教室・クラブ

曜日	利用団体名	利用(活動)週	開始時間	備考
月	グラウンドゴルフ(老人クラブ)	毎週	13:30～	
	ラーズ23会(卓球)	//	14:00～	
	スヌーピー(テニス)	//	19:30～	
	クラフトテープ	第2・第4週	9:30～	
火	あわらにしき会(ソフトバレー)	第2・第4週	9:45～	
	エースクラブ(テニス)	毎週	13:00～	
	TeamMyWay(バドミントン)	//	19:45～	
水	細呂木吟詩会	第1・第2・第3・第4週	19:00～	
	健康カラオケ	第1・第2・第3週	13:30～	
	あすなる会(バドミントン)	毎週	14:00～	
	ヨガ	//	19:30～	
	金津バドミントンスポ少	//	19:30～	
木	細呂木3B体操クラブ	第2・第4週	10:00～	
	あわらにしき会(ソフトバレー)	毎週	13:15～	
	グラウンドゴルフ(老人クラブ)	//	13:30～	
	ほそろぎの歴史を語る会	第3週	19:30～	
	男の料理	//	10:00～	
	細呂木民踊クラブ	第1・第3週	19:30～	
	金津フットサルスポ少	毎週	19:00～	
金	ペン字・細筆	第2・第4週	9:30～	
	細呂木民踊クラブ	//	19:30～	
	手芸	//	9:30～	
	簡単ソーイング(洋裁)	//	13:30～	
	金津フットサルスポ少	毎週	19:00～	
土	金津バドミントンスポ少	毎週	9:00～	
	金津男子バレーボールスポ少	//	17:00～	
	カブキ(ソフトバレー)	//	19:45～	

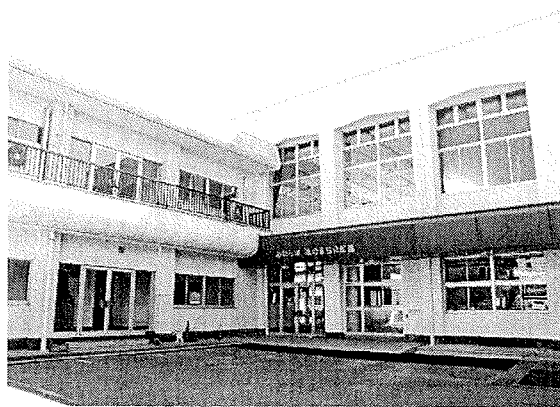
よしざき
吉崎公民館



所在地	福井県あわら市吉崎第8号34番地
電話番号	0776-75-1205
メールアドレス	komin-yoshizaki@city.awara.lg.jp
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	第3日曜日、国民の祝日、年末12月29日～年始1月3日

☆吉崎公民館活動教室・クラブ				
曜日	利用団体名	利用(活動)週	開始時間	備考
月	吉崎詩吟クラブ	毎週	19:00～	
	ソーイング	第1・第3週	9:30～	
水	吉崎3Bクラブ	第1・第3週	10:00～	
土	吉崎カラオケクラブ	第1・第3週	19:00～	

湯のまち公民館



所在地	あわら市二面第32号16番地
電話番号	0776-78-6350
ファックス	0776-78-6351
メールアドレス	komin-yunomachi@city.awara.lg.jp
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	第3日曜日、国民の祝日、年末12月29日～年始1月3日

裏面：湯のまち公民館活動クラブ一覧

☆湯のまち公民館活動教室・クラブ

曜日	利用団体名	利用(活動)週	開始時間	備 考
月	3B体操	毎 週	20:00～	
	水 墨 画	第2・第4週	19:30～	
	山野草愛好会	第3週	9:30～	
	スタンドグラス	第2週	19:30～	
火	童謡の会(どんぐり)	第2・第4週	19:30～	
	実用習字	第1・第3週	13:30～	
	陶 芸(昼の部)	毎 週	13:00～	
	陶 芸(夜の部)		19:00～	
	健康ストレッチ	〃	14:00～	
	本の読み語り	第1・第3週	13:30～	
	パステル画	第4週	19:00～	
水	紫洲流詩吟	毎 週	19:00～	
	フラダンス(ロケラニ会)	〃	13:30～	
	初めてのヨガ	第2週	19:30～	
	大 正 琴	第2・第4週	13:00～	
	将 棋	毎 週	19:30～	
	煎 茶(皇風禮式)	第2・第4週	13:30～	
	はつみ会(民謡)	第1・第3週	9:30～	
	生 花(池坊)	第2・第4週	19:30～	
	太極拳「芦原七星会」	毎 週	19:30～	
	あわらボールルームダンス	第2・第4週	10:00～	
木	絵 画「花暦会」	第2・第4週	19:30～	
	絵手紙	毎 週	19:30～	
	生 花(文房流)	第2・第4週	19:30～	
	川 柳	第2週	13:30～	
	リズム体操(コスモスあわら)	毎 週	14:00～	
金	吟 詩(光世流)	毎 週	19:30～	
	民 謡	〃	19:30～	
	吟 舞(真舞流)	第1・第3週	13:30～	
		第2・第4・第5週		
		毎 週	19:30～	
	湯の藤(民謡)	第1・第3週	13:00～	
	芦原カラオケ同好会	第1・第2・第3週	19:30～	
	俳句(芦原花鳥句会)	月1回	13:00～	
押し花(かすみ草会)	第2・第4週	13:00～		
土	尺 八(都山流)	毎 週	19:30～	
	太 極 拳	〃	13:30～	
	一書会(書道)	第1週	10:00～	
	なかよしクラブ(料理)	第2週	10:00～	

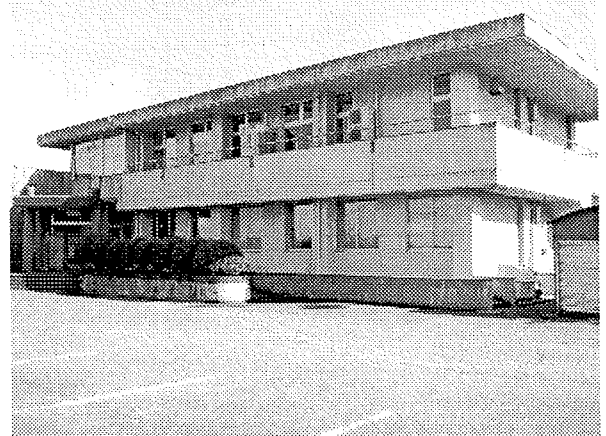
ほんじょう
本荘公民館



所在地	福井県あわら市中番下番入会地第1号5番地
電話番号	0776-78-5874
メールアドレス	komin-honjyo@city.awara.lg.jp
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	第3日曜日、国民の祝日、年末12月29日～年始1月3日

☆本荘公民館活動教室・クラブ				
曜日	利用団体名	利用(活動)週	開始時間	備考
火	ゲビンデクラフト	第2週	10:00～	
水	皇風煎茶	第1・第3週	13:30～	
	手編み	第1・第3週	13:30～	
	フラワーアレンジメント	第2週	19:30～	
	アートフラワー	第4週	13:30～	
木	めちやいけキッズ(3B体操)	第2・第3・第4週	16:30～	
	絵手紙	第2週	10:00～	
	赤いちゃんちゃんこ	毎週	19:30～	
	ちぎり絵	第4週	9:30～	
金	くらしの書道	第3週	13:30～	
土	あわら市かるた協会	毎週	18:00～	

きたがた
北潟公民館



所在地	福井県あわら市北潟第150号1番地
電話番号	0776-79-1100
メールアドレス	komin-kitagata@city.awara.lg.jp
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	第3日曜日、国民の祝日、年末12月29日～年始1月3日

☆北潟公民館活動教室・クラブ				
曜日	利用団体名	利用(活動)週	開始時間	備考
月	フラワーアレンジメント	第2週	9:30～	
	民踊	〃	20:00～	
	皇風煎茶	第1・第3週	13:00～	
水	パッチワーク	第1・第3週	9:30～	
	大人のペン字	第2・第4週	19:30～	
	季節のフラワーアレンジメント	第2週	10:00～	
	BM体操	毎週	20:00～	
木	和太鼓	第2週	19:30～	
	フラダンス	第1・第3週	13:30～	
金	北潟歴史探訪	第3週	19:30～	

見学自由ですので、お気軽にお越し下さい。

☆各公民館連絡先一覧

中央公民館 TEL73-2000

伊井公民館 TEL73-4511

坪江公民館 TEL74-2096

剣岳公民館 TEL74-1849

細呂木公民館 TEL73-2151

吉崎公民館 TEL75-1205

湯のまち公民館 TEL78-6350

本荘公民館 TEL78-5874

北潟公民館 TEL79-1100

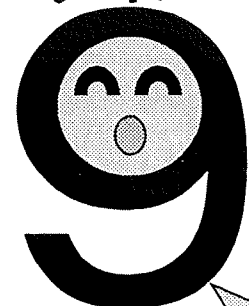
「公民館で、楽しい時間を。」

公民館活動クラブ紹介一覧紙

ナイン

たの

楽しま



(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(の部分は「営利事業」とすべきものと思われる。)

あわら市公民館条例

1/1 ページ

○あわら市公民館条例

平成16年3月1日

条例第126号

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の利用を許可しないものとする。

- (1) 法第20条の規定する公民館の目的に違反するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 専ら営利を目的とした事業に利用しようとするとき。
- (5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとするとき。
- (6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとするとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき、又は教育委員会が適当でないと認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。
- 2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。